

## 柏市子ども・子育て支援事業計画に関する中間年の見直しについて

## 1 趣旨

「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」(内閣府平成29年1月27日事務連絡)に基づき、同事務連絡で定める見直しの基準にあてはまる場合は、平成29年度に柏市子ども・子育て支援事業計画に関する中間年の見直しを行うもの。

なお、その判断のために関係事業の状況について調査するもの。

## 〈根拠〉

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(内閣府告示第159号平成26年7月2日告示)抜粋

## 第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

## 六 その他

## 3 子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、・・・認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。(省略)

なお、この場合において見直し後の子ども・子育て支援事業計画の期間は、当初の計画期間とすること。

## 2 見直しのための考え方について

### (1) 見直しの要否の基準（指針の「かい離」の解釈等）

- ①平成28年4月1日時点の支給認定区分ごと（3号認定については、0歳児と1・2歳児ごと）の子どもの実績値が、計画における見込みよりも10%以上かい離がある場合には、原則として見直しが必要。
- ②10%以上のかい離がない場合についても、平成29年度末以降も引き続き整備を行わなければ、待機児童等の発生が見込まれる場合、または既に計画において年度ごとに設定した目標値を超えて整備を行った場合も見直しを行うものとする。

## 3 今後のスケジュール

平成29年3月～	関係事業の状況調査
平成29年4月～	量の見込みの見直し作業 内閣府：見直し状況とりまとめ 〈平成29年度に基本指針等の改定〉
平成29年度上半期	教育・保育の確保方策等の見直し作業 〈内閣府：改定状況とりまとめ〉
平成29年度中旬～	計画改定作業（千葉県との協議）
平成29年度末	見直し終了

## 4 見直しの手順

- (1) 実績値の把握
- (2) 「実績値」と「量の見込み」の比較
- (3) 要因分析と補正